

## 任意代理人による復代理人の選任 宅建 H19-02-1 《#511》

【問】 正誤をつけよ。

Aは不動産の売却を妻の父であるBに委任し、売却に関する代理権をBに付与した。Bは、やむを得ない事由があるときは、Aの許諾を得なくとも、復代理人を選任することができる。

【答え】 正しい

《ポイント》 任意代理人による復代理人の選任

委任による代理人は、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない。（民法 104 条）

⇒ 原則は、復代理人を選任できない

★ 任意代理人の復代理人の選任  
本人の許諾  
又は  
やむを得ない事由